

平成28年6月定例会 総務委員会（付託）

平成28年6月17日（金）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

南委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明聴取したところでありませんが、この際、理事者側から報告事項があれば、それを受けることにいたします。

【報告事項】

なし

國見警務部理事官

報告事項はございません。

南委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

中山委員

おはようございます。この前の徳島マラソンは、大変お世話になりました。ありがとうございました。私も喜多委員も2人エントリーしまして、残念ながら喜多委員の方は途中でリタイヤということですが、今年は1万5,000人ということだったんですけども、非常に快適に走ることができました。しかもコースが、県庁の横をスタートして、主要道路であるここちどき橋を渡って、本町そして吉野川大橋を渡るという徳島県以外から来られた方にとっては非常に走りやすく、良いコースになったのではないかなと思われま。しかしながら、やはり幹線、1番主要な道路を通行止めにするということで県警の皆様の御苦労があったのではないかなと思います。少し前の新聞に渋滞シミュレーション・システムというのが取り上げられておりましたけども、これについてどういうものか概要の説明願います。

中野交通企画課長

渋滞シミュレーション・システムの概要についての御質問でございますけども、この度のとくしまマラソン2016の渋滞予測で使用しました交通シミュレーター・システムは、大規模イベント等を開催する際、過去の同一日の交通量、また、実際に実施する交通規制な

どを基に交通渋滞を予測するシステムでございまして、昨年3月に交通管制システムの高度化更新の一部として整備したものでございます。今大会での使用に際しまして、事前に昨年実施いたしましたとくしまマラソン2015、そのデータをシミュレーションしましたところ、実際の発生した交通渋滞とほぼ一致しまして、その精度、信用性が認められたことから、とくしまマラソン2016を成功させるべく必要な対策を抽出するために活用したものでございます。

中山委員

体感というか、走ってて思ったんですけど、そんなに渋滞がなかったと思います。今回全くそういったトラブル等はなかったんでしょうか。

中野交通企画課長

今回、事前対策として、そういったシミュレーションを活用し、広報については、新聞紙面による広報、それから新聞の折込みチラシによる広報、さらには歩道橋への横断幕の掲出、トラック協会、運送業者への周知、そういったことを行いましたところ、交通量も減りまして、特段大きな渋滞等はなかったところでございます。また、大会当日、バスとか公共機関に乗り遅れたというふうな苦情はなかったようでございます。

中山委員

非常にすばらしい対応だったと思います。普通だったらね、ただでさえ交通量が多いところを片側通行で、迷惑を掛けるんだろうなと非常に心配しておりましたが、先ほどの渋滞シミュレーション・システムも大いに活用されて、大きな事故等もなく終われたことに本当に感謝したいと思います。今回は9回目でありまして、次はいよいよ第10回ということになります。そしたら知事も言われていましたが、いつかは2万人大会にしたいという目標がありますので、ひょっとしたらこの節目の10回目に2万人という話も出るかもしれません。今回以上に5,000人増えたらですね、そのときに、今回みたいにスムーズにいかず、恐らく、いろんな面で支障が出てくるし、いろんなシミュレーションをしていかなければいけないと思いますが、警察の方では、仮に1万5,000人以上に増えた場合、可能なのかどうか、その辺のところを分析できているのかどうか、お聞きしたい。

中野交通企画課長

第10回大会関係の質問でございますけれども、県警察としましては、参加人員が増加した場合であっても、主催者、また、関係機関・団体と連携し、十分な事前協議を行って、交通規制等総合対策による渋滞緩和、また、マラソン参加者の安全確保を行い、全ての県民から親しまれる大会とすべく、尽力したいと考えておるところでございます。委員御指摘のとおり、今回の大会につきましては、出発地点が変更されましたことにより、県庁前から市内中心部の国道11号を通行止めとする大きな交通規制を行ったところござい

まして、そのため、主催者と県警におきまして、交通総量の抑制と、う回の呼び掛け等の事前広報、当日の交通規制等の総合対策を実施し、当日は大きな混乱もなく、大会を終了することができました。今後、参加枠の増加や大会規模の拡大につきましては、ランナーの安全、現場通行車の安全など、総合的な交通の安全と円滑を確保する観点から交通規制面について主催者と緊密に検討してまいり所存でございます。

中山委員

御承知のとおり、健康ブームによりまして、マラソンというのは非常に手頃に健康増進に役立つということで、マラソンに参加する人数もかなり増えております。そしておかげをもちまして、とくしまマラソンというのは、ランナーズでも人気大会の上位の方にランクしております。リピーターも多いということで、県外からも今年は数千人が参加していますので、是非ともこの大会を拡充して、できれば第10回は2万人をクリアできるように、今後もいろんな協力体制をしいて、例えばエスコート・ポリス、またDJポリス、東京マラソンでも、ドローンが活用されていると聞いておりますので、ドローンの活用も視野に入れて、是非ともマラソン・ブームの気運を盛り上げて、これがまた徳島の活性化につながるというふうに私は思いますので、御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、先日の代表質問で榎本委員の方から質問がありましたように、交通死亡事故がかなり増えておりまして、現在30人で、そのうち8割が高齢者と聞いております。このようなペースで推移すれば平成17年、また平成18年に60人台の大台というふうな、すごい数の死者が出た、そのペースで今、推移していると聞いておりますので、今回は、それを上回るような数になるのではないかと、非常に大きな危惧を抱いております。そこで、県内の交通事故の発生件数は、減少しているというのに、死者数が増加していることについて、まずどのようにこの事態を分析しているのかについて聞きたいと思ひます。そして、自転車と自動車における高齢者の交通事故死者の年齢別の内訳も教えていただきたいと思ひます。

中野交通企画課長

委員御指摘のとおり、県内の交通事故の発生件数は減少しております。また、高齢者の交通事故件数も共に減少しているところでございます。ですが、本年の交通事故死者数が増加しているというのは、交通事故に遭った際の致死率が高い高齢者の死者数が増加しているところでございます。委員から御指摘のあったとおり、昨日現在、死者30人中、高齢者は24人となっているところでございます。死者の状態別をしてみますと、四輪車の死者が18人、うち高齢者は15人でございます。原付車の死者が2人、うち高齢者は1人となっております。さらに、自転車の死者が5人おりますけれども、うち高齢者は4人です。歩行者の死者が5人、うち高齢者は4人でございます。今年に限って言えば、死者に占める高齢者の割合は実に8割となっております。非常に厳しい状況でございます。高齢者の死者について詳細に見てみると、四輪車運転中が11人でございます。うち悪質交通違反を

伴わない前方不注視であるとかハンドル・ブレーキ操作ミスなど運転者自身に起因する単独自損事故が8人であります。年齢層別に見てみますと、60歳代が2人、70歳代が7人、80歳代が2人、原付車運転中が1人、これは70歳代の方でございます。自転車運転中が4人でございますけれども、うち運転者自身に起因する単独自損事故が2人、年齢層別は、70歳代が2人、90歳代が2人となっているところでございます。

中山委員

やはり、60歳代が2人、70歳代が7人、80歳代が2人と。70歳代の事故が非常に多いように見受けられます。少し前の新聞に、免許証の自主返納が増えているという記事が載っておりました。免許証保有者数に占める高齢者の免許証保有状況というのは、年代別に見てどうなのか、分かれば教えてください。

中野交通企画課長

平成28年4月末現在の統計になりますけれども、県下の免許保有者数は52万9,499人でございます。うち65歳以上の高齢者は13万6,630人で免許保有者に占める高齢者の割合は25.8%となっております。年齢層別では、65歳から69歳の保有者は6万126人、構成率は11.4%、70歳から74歳の保有者は3万3,178人となりまして、構成率は6.3%でございます。75歳以上の保有者は4万3,326人、構成率は8.2%となっております。免許証の自主返納数につきましては、平成27年中に1,394件、うち65歳以上の高齢者が1,319件ございまして、10年前の約5倍となっております。

中山委員

今、伺った中では、70歳から80歳までが約7万7,000人いらっしゃるということで、なかなか恐らく65歳から70歳の方は、今、非常に元気ですのでまだまだ身体能力も衰えていないと思います。その証拠に先ほどの事故率も60歳代はまだ、少ない。やはり、70歳以上となったらですね、なかなか自分は若いと思ってても、目がついていかないとか、やはり年をとったら運動能力は自然と衰えていくと思うんですよ。聞くところによると、高齢者が免許の更新をするときに適性検査の受診というのを義務付けられていると聞いております。これは、例えば、70歳以上の高齢者、75歳以上の後期高齢者の免許更新もやはり3年に1回になっているんですよね。

中野交通企画課長

今、言われたとおりでございます。

中山委員

当然、スパンというのを年齢によって変えることは、なかなか難しいと思うんですが、70歳以上の今の県内における事故状況を見ていると分かるように、やはり70歳以上の人た

ちは、こんなことはできないかもしれませんが、毎年更新をすとか、更新をしなくても、運転に資する適性検査を1年ごとに受けるような体制づくりはできないものなんでしょうか。

中野交通企画課長

現在、免許更新の際に運転適性検査をやっておりますけれども、これが年1度となりますと全国的なことになりますので、私どもでは何とも申し上げることはできません。ただ、来年の話になりますけれども、改正道路交通法が施行されまして、高齢運転者の認知機能検査なども強化されるところでございます。高齢者の方々が自分の身体能力の衰えを自ら顧みていただく機会、これを増やす予定にしております、高齢者ドライビング・スクールの開催、また、出張型身体機能検査等の開催などの対策について、現在、検討しているところでございます。

中山委員

全国的に見てもですね、今、徳島県は高齢者の死亡事故が多いようですので、徳島県独自に何か取り組んでいかなければいけないと思うんですよ。例えば、免許の更新は無理としても、やはり先ほど申しましたように、高齢者、例えば後期高齢者を対象に、年に1回そういうことをしなくちゃいけないんだよというような、半強制的なこともやっぱり思い切った施策、対策というのにも必要ではないかなと。思い切ったことをしないと、やはり、これから高齢化社会に突入していく中で、交通死亡事故というのはなかなか、減らすことはできないので非常に危惧しております。全国に例がないからとか、そういうことではなくて、やはり徳島県は独自のこういうふうな交通安全対策をしていますということを、全国に先んじて対策をとっていきべきだと私は思うので、本部長はじめ、皆さんしっかりと検討していただきたいと思います。今日の徳島新聞の読者の手紙にも書いてありましたけれど、やっぱり、マナーの悪さ。徳島県の運転者の交通マナーの悪さというのが指摘されておりました。高齢者だけではなくて、車を運転する、ハンドルを握る人たちのマナーというのはやっぱり、一人一人が気を付けていかなければいけないと思います。いつ、どういう状況でも被害者、加害者になるおそれがあると思いますので。といったことで、私、毎年この時期に総務委員会で質問している一つに徳島スマート・ドライバー・セーフティラリーの拡充というのを毎回お願いしております。今年もその時期に来ておりましたが、今年、徳島スマート・ドライバー・セーフティラリーは開催されるのかどうか。もし、開催されるのであれば、今年はどうな特徴があるのかを教えてくださいたいと思います。

中野交通企画課長

徳島スマート・ドライバー・セーフティラリーの御質問でございますけれども、徳島スマート・ドライバー・セーフティラリー 2016、これにつきましては、昨日セーフティラリーの実行委員会におきまして、今年で8回目の開催が決定されたところでございます。

今年のセーフティラリーにつきましては、例年どおり交通事故防止を主の目的に実施するわけでございますけれども、熊本地震発生に伴い、そのチャリティとしての性格も併せ持たせて行うこととしている。具体的な要領につきましては、申込期間は7月1日から8月26日、チーム編成は、一般部門チームは、3人から5人を1チーム、そして、高齢者、全員が65歳以上で構成するシルバー部門チームは2人から5人を1チームとしております。参加料は一般部門チームは1人1,000円、シルバー部門チームは1人500円、うち100円を熊本地震の義援金に、実施期間は9月1日から11月30日の3か月と決定したところでございます。

中山委員

今年8回目となるセーフティラリーが開催されるということで、非常に交通安全に対する有効な行事の一つになるのではないかなと思います。それを証拠に数年前に高齢者チームでの参加というのを開催してから、高齢者の事故が減ってきています。それが全ての原因ではないかもしれませんが。去年は参加者が少し少なかったと聞いておりますが、交通事故に対する意識を高める上でも有効的な活動だと思いますので、是非とも、もっともっと高齢者の方々の参加を促すような啓発活動をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中野交通企画課長

高齢者の参加促進の方策に関する御質問でございます。本年は、周知のとおり高齢ドライバーが関与する交通死亡事故が増加している現状でございます。そこで高齢運転者の参加促進を最重要テーマとしており、昨年は、高齢者の参加が2,200人であったところを今年目標として5,000人以上の方を目標としているところであります。高齢者の参加促進方策につきましては、昨年まではシルバー部門チームの編成は、3人から5人だったところを、今年は夫婦や友達等と参加できるよう2人、ペアからに変更したほか、無事故・無違反達成チームには抽選による賞品贈呈があるわけでございますけれども、シルバー部門チームだけの抽選・商品を準備した上、更にシルバー部門での抽選に外れたとしても一般部門の抽選に参加できるダブルチャンスとすることにしております。また、社会福祉協議会等の関係機関や老人クラブ等の団体に働き掛けたり、参加募集と併せてセーフティラリーの効果も新聞とかテレビ等で広報して、より多くの高齢運転者の方々にセーフティラリーへの参加をしていただき、交通事故防止を図ってまいりたいという所存でございます。

中山委員

是非とも、このセーフティラリーも含めて、いろんな対策を執ることによって徳島県の交通運転マナーの改善を促すとともに、今30人という死亡事故、これが半年ですので、単純計算で年間60人になります。ワースト1位なんですかね、今。是非とも、交通事故死亡者を出さないという強い決意で、徳島県警一丸となって交通死亡事故防止に取り組んでい

ただきたいと要望して終わります。

岡田委員

まず、先ほどの中山委員の話で、高齢者の、提案というか、情報提供をさせてもらいます。各自治体、徳島県にも老人クラブ連合会というのがあって、それで各市町村、ものすごい組織で、老人クラブ活動というのをされております。実際、私の母親も地元でさせてもらって、車に乗っている方、自転車に乗っている方、そしてまた歩かされている方、それぞれの交通手段の交通安全を確保するというので、地元の警察の方が、その老人クラブ連合会の会合を大体毎月1回若しくは2回、3回開かれていますので、その折を見て、夜に歩くときには気を付けてくれとか、その反射材を絶対に付けてねとか、反射材を交通安全協会の皆さんが配られてたりするんですけども、皆さんと連携して、警察官の方とのコミュニケーションがとれる場というのが、多分あるかと思っておりますので、高齢者の方の顔が見えるところに行って、是非お話ししていただきたいなと思っております。なぜかという、皆さん、各集会所とか公民館に車に乗ってきている方がいらっしゃるし、80歳、90歳近くなっても全く普通に車に乗ってこられている方もいらっしゃいます。そのドライバー本人に言うと、いやいけるからと言われるので、いけるでなく、いけないのよってということのやはり、具体的事例とか、こういうふうな案件があります、ということを実際に警察官の方が話されることによって、ものすごい皆さんの心に響くことが違ってくると思っておりますので、是非そういうことを取り入れていただけるような検討をしていただきたいなと、ひとつ情報としてお伝えしたいと思っておりましたので、よろしくお願ひしたいと思っております。

事前委員会の方でもお話しさせてもらってましたけど、4月1日からは女性活躍推進法というのができて、各企業さんには301人以上の所には、女性管理職30%を目指してくださいというような、女性の活躍を推進する法律が施行されたんですけども、今日ここを見てましても女性の方はいませんよね。最近、いろんな委員会、次の県民環境部になると女性の職員さんはかなり増えています。理事者の皆さん方の中でも女性の管理職の方というか、ある程度役の付いた方というのが増えてきたなというのは、私が、議員にならさせてもらってから10年間の間にもすごく、その変遷は感じられるんですけども、やはりその中であって警察の組織というのは、やはり女性がなかなか、上を目指していくというのが難しい状況なのかなと思っております。県警における現在の女性警察官の割合というのを、平成28年度の採用予定並びに現在の状況としてどのような計画をされているかについて、まずお伺ひしたいと思っております。

岡崎警務課長

女性警察官の割合等でございますけれども、本県警察の女性警察官は現在102名でありまして、これは警察官定員に占める割合の6.6%であります。県警察におきましては、女性警察官の採用や登用拡大を内容とする徳島県警察女性警察官採用・登用拡大推進計画、これを策定しまして、平成29年4月1日までに女性警察官の割合が7%になることを目標

としており、その後は、10%になることを目指しています。昨年度は、16名の女性警察官を採用しております。平成28年度も同数程度の採用を予定しております。これは、男性を含めた全体の採用予定者数の約26%となっております。女性警察官は、警務、生活安全、地域、刑事、交通、警備の全ての部門に配置しております。幹部には警部に4人、警部補に13人昇任しており、警部の4人につきましては、本部警務課課長補佐、鳴門署地域課長、板野署地域課長、美馬署刑事課長として勤務しております。

岡田委員

既に、今現在も活躍されている女性がいらっしゃるということで、そのお話を聞いて安心させてもらったところなんですけれども、事前委員会的时候にもお話しさせていただきましたが、女性が被害者になる犯罪というのが非常に増えております。先日、大阪で起こった夜中の事件も、DV的な被害というような案件でございました。また、執ようなすごいストーカーという案件もありますし、また、児童虐待、そしてもう一つは、振込詐欺につきましても、やはり、女性の警察官がその対応をしてくれるというだけでも安心できる部分が多々あるかと思えます。女性は女性の役割と申しますか、男性は男性の役割がそれぞれあるので、無理に採用をお願いしたいとか適応していただきたいというのではなく、やはり志のある、やる気のある、そしてまた、適正のある女性の方を是非採用できるような環境をつくっていただきたいなという思いがあります。女性採用に当たって、今回も26%の割合で採用してくださるということなので、3割くらいの採用枠ということで考えていただいているようなんですけれども、やっぱり、今、元が少ない女性の数ですので、女性の数をその組織の割合の中に増やしていこうとすると、やはり女性の採用数をもう少し、検討していただくなり、ただその本人の意思がなければ、やる気がなければ非常に難しい場所だと思えます。キャリアアップできる環境というのを是非整えていただくためにも、やる気のある女性を採用してもらって、警察に入っても自分が頑張ればずっと上を目指していける。それは女性も男性も、同じ環境だと思うんですけれども、その中であって、なかなか今まで女性のロールモデルというのがなかったと思うので、徳島県警からやってるよということになると今度、逆に徳島県警に県外から逆に受けたいなという人もおれば、県外の学校へ行っている人でも帰ってきて徳島県警を受けたいよねということにもつながっていくと思えますので、是非、そういう意味でも、女性の登用というのを積極的に行っていただくようになる環境づくりというのは、できないものでしょうか。

岡崎警務課長

警察官の魅力を大学生あるいは高校生に発信することは、非常に大事なことであります。先ほども申し上げましたように、徳島県警察女性警察官採用・登用拡大推進計画におきましては、女性の警察官を最大10%ですので、160人程度まで増やすことを目標としております。採用募集活動におきましては、県外の大学等に赴きまして、徳島県警の魅力を発信する活動も行っておりますし、また、今の警察官に様々な警察官の職業の魅力を発信する

活動を出身母校等で広めていただくという活動も行いながら、男性も女性も徳島県警の魅力を感じていただいて、多くの方が募集していただく活動を進めているところであります。

岡田委員

今、取組を進めてくださっているように、それ以上に、徳島県警の魅力を発揮してもらって、徳島県警で頑張って仕事したいよというやる気のある男性、女性ともに頑張れる職場として是非今後とも取組を進めてもらいたいと思います。

その中であって、もう一つ女性の採用といいますか、女性の職員の数が増えない理由に、警察組織の中のハード面の部分があるのではないかと思います。最近、女性トイレもちゃんとできています、女性更衣室もできてますからということで、警察の施設を何か所か視察に行かせてもらったときに、そういうふうな紹介をしてもらった所もあります。やはり徳島東警察署は新しくなりますし、そういう中になって、そこでも、シンボリックな男性でも女性でも頑張れますよという場所をやっぱりハード面で作ってもらって、そういうのを含めて意識改革が図られるような、みんなで頑張りましょうよっていう、意識が結集できるような場所を是非作っていただきたいと思います。それと、女性の専有部分、女性の職員さんが安らげるような場所があれば、また、女性の方もそこで昼ご飯を食べてリフレッシュして出て行けるとか、ちょっと休憩とって、すぐまた、夜勤を頑張れるという場所があれば、非常に働きやすい環境になるのではないかと思いますし、そうしたら働き続けることを考えられると思います。継続していかないとキャリアは上がっていきませんので、その年数も非常に女性の職員にとっては、必要な経験値になっていくと思います。働き続けていける環境の整備というので、先ほどのソフトの部分とハードの部分を併せて取り組んでいただきたいと思うんですけれども、今後、整備計画というのはどのようになっているのでしょうか。

高橋拠点整備課長

先ほどから申し上げております、徳島県警察女性警察官採用・登用拡大推進計画においては、女性専用の仮眠室であるとかトイレ等の計画的整備も盛り込んでいるところであります。この計画をもとに、これまで仮眠室でありますとか、女性用トイレを整備してまいりました。先ほど、議員からもありましたように、昨年度は、徳島市内の6交番、当然改修可能な交番でありますけれども、これの仮眠室や専用トイレを整備したところです。こういうトイレでありますとか、仮眠室以外にですね、リフレッシュができるであるとか、そういう部分も今後、検討すべきと考えておまして、先ほど徳島東警察署の話が出ましたけれども、そういうことも含めまして、福利的なものについて、可能なものについては整備してまいりたいと考えております。

岡田委員

よろしくお願ひしたいと思います。そうなってくると、やはり、県民の方が警察署に入

るのも入りやすくなると思うんです。働きやすい環境があるっていうことは、生き生き働けるという状況になると、市民の皆さん、県民の皆さんもその警察署に行って相談したいとか、先ほど言ったDVの被害者の方も相談に行きやすい環境づくりにつながっていくと思いますので、是非、ハードルの高い部署ではなくて、市民、県民の皆さんとともにある警察署というのを目指していただきたいなと思います。

そして、また、理想は24時間女性の警察官がどこの警察署にもいて、対応をしてもらえらるという駆け込みが可能な警察であって、徳島県警であってほしいという願いがあります。それに向けて逆にいうと、今、徳島県西部、南部、東部というのでエリア分けをして、各県民局を置いてますけど、その中で、東部のエリアではこことここがいけますよ、西部ではこことここがいけますよ、南部ではこことここがいけますよっていうような、逆にどこでも来てくださってというのが理想なんですけど、そのどこでもがない場合は、できたらその大きなところから女性の警察官が24時間必ずいますから、身近なところにいますからというような体制づくりを目指していただきたいなというのが一つの要望です。是非、身近な警察署、警察官を、徳島県警は県民の皆さんの安全と安心を守っていますよという、実感が湧くような取組を是非していただきたいと思います。終わります。

喜多委員

事前委員会で本部長からいろいろと刑法犯とか重要犯罪の報告がありました。徳島県においては減少傾向ということで、本部長をはじめ皆さん方には、24時間365日の警護というか、安全を守っていただいていることについて心から本当に敬意を表しておる1人でございます。全国的に本当に悲惨ないろんな事件が最近すごく発生しており、これって本当に何だろうかと思うような、常識では考えられないような事件が発生しております。どうか、事件の未然防止にもこれから尽力してほしいなということを要望しておきたいと思えます。

徳島県においても中心となっている、徳島東警察署の移転についてお尋ねしたいと思えます。現在の予定地であります、徳島本町の裁判所工事がどんどん進んでおりまして、まだまだ全容が出ておりませんが、10月中の完成を目指すということで、日に日に工事が進んでおります。11月中旬頃の業務開始ということで、前の地方裁判所の1.7倍ということで、何か非常に大きいなという思いがしております。工事については、基礎工事が何か手違いがあったということで、地質調査が少しずれていたということで半年くらい工事が遅れておりますけれども、無事今年もあと5か月くらいで完成するように計画されております。そしてあの裁判所も、徳島城の史跡に近いことから何かひさしを大分せり出した構造、一部の壁が徳島城をイメージするような格子状になっておるということを知っております。完成が楽しみというか期待しておる1人でございますけれども、裁判所も場所が、徳島城に近いということでいろいろと設計も苦労されたということも耳にしているところでございます。そして、あの現在の石積みは、塀が普通の塀ではなく石積みになっていて、昔の徳島城跡を関連させてこの場所を大切にしておるということが裁判所の施設に

も現れておるのではなかろうかと思っております。そして、元徳島城の敷地の中に今できておる北側に徳島東警察署が移転するということが計画が進められておるところと思えますけれども、その工事の進捗状況、計画の進捗状況についてお尋ねをいたします。

高橋拠点整備課長

徳島東警察署の日程と現在の進捗状況についての御質問であります。徳島東警察署の庁舎整備につきましては、昨年までの調査結果を踏まえまして、民間資金を活用したPFI手法、これを利用して整備に当たることとしております。現在、コンサルタント事業者と既にアドバイザー契約というものを締結しまして、今後、事業詳細の決定に向けた作業を進めていくところでありまして、今後のスケジュールといたしましては、今年秋にも、事業概要を示す実施方針の公表を行います。今年度2月議会においては、事業費の議決を頂きまして、その後、速やかに公告を行います。来年度秋にも事業者の決定をしてまいりたいと考えております。裁判所の工事の遅れうんぬんとありましたけれども、裁判所等とも連携を図りまして、平成30年の整備着手に向け取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員

何においても徳島東警察署というのは、徳島県の要の署でありまして、できるだけ早い着工、遅れのない完成を期待しております。この間、南総務委員長の元で、総務委員会県内視察に行っていました。徳島東警察署へ行く機会はほとんどないんですけれども、徳島東警察署に入ったら本当に古くなったな、これは本当に早くしなければ、もし、南海トラフによる巨大地震が発生したときに大丈夫だろうかと思感いたしました。今、整備というか補修もしてないということもあろうと思えますけれども、どちらにしてもかなり傷んで四十数年を経過した建物は全ての面で遅れているなとつくづく思った次第でございます。

それと、この間、県の医師会館へ行く機会がありまして、施設とか構造とかは、すばらしいデザインで、すばらしい施設でありました。上に180人くらいが入れる小さなホールがあって、その会場も全てWi-Fiが使えるというか、一つ一つの椅子にコンセントが付いておりまして、テーブルからこんなのが出てきておりまして、こうできるということで、その会場は、講演とかシンポジウムに使うということでありました。それが全国に配信できるという施設を先取りして付けておるということで、これからは先行というような、私は特に遅れている1人でございますけれども、進んでおるのだなあということを実感しました。

是非とも今度、徳島東警察署もそのような先進的な全国的に1番新しい施設になろうかと思っておりますので、いろいろとほかの警察署も参考にさせていただいて最新鋭の施設になってほしいなと思っております。それと反面になるんですけれども、裁判所が徳島城の近くということで、いろいろと配慮をした設計になっております。そして、できましたら徳島東警察署も設備は最新鋭ですけれども、見た目は徳島城跡とぴったりマッチするような外観にして

P F I手法は平成11年に政府が法案を通して、早17年が過ぎて、いわゆるプライベート・ファイナンス・イニシアティブということで公共事業の建設とか、維持管理、運営等を民間の資金、それから経営能力等を活用して行う、その裏には民間の力を活用することによって国や地方公共団体が直接やるよりも、効率的にサービスを提供できるようになったり、事業としてもコストの削減や質の高いサービスができるということを目指して導入ということで、元々欧米の方から導入されたということでもあります。今、政府もゼロ金利でございます、銀行の方も大変な収益悪化、非常にお金がダブついている中で、ある意味で時宜を得たP F I手法の導入ではないかと思いますが、警察署にこのP F I手法を導入して庁舎単独で建てるというのは、事例が全国でもないように聞いております。そこで本県の中でも、いろいろと県営の住宅の事業であったり、農林水産総合技術センターなどP F Iを既に実施している事業も県としてもあるわけではありますが、この度、徳島東警察署において、P F I手法を導入しようと至った背景なり考えをちょっと説明いただきたいなと思います。

高橋拠点整備課長

P F I手法を導入する背景や経緯についてであります。県警察は、警察署でありますとか、交番・駐在所、また宿舎等多くのものを管理しております。これらの中には高度成長期に建てられたものが多くございまして、これらが一斉に更新時期を迎えている状況であります。施設整備には多額の経費を要するところでありまして、昨年度策定しました徳島県公共施設等総合管理計画においても、施設の長寿命化とか財政負担の軽減等をめどとして、民間資金を活用したP F I等の積極的な導入を掲げているところであります。徳島東警察署の庁舎整備におきましても、P F I手法で実施した場合では、設計とか建設、維持管理の一体化によって、質の高いサービスの提供、また、従来手法と比較して、コスト縮減であるとか、経費の支出が平準化されるという形で財政負担の軽減につながると、多くのメリットがあると認められたところです。県警察としましては、このような新たな手法を導入して、いろんな施設が老朽化している問題の解決に努めてまいりたいと、そういう考えの下で、P F I手法を選択したわけであります。

高井委員

お話があったとおりの様々なメリットを見込んでのこととありますがけれども、警察庁舎を調べたところ、原宿警察署が町づくりの一つとして一緒になって整備したと、また千葉県があるんでしょうか、しかし庁舎単独事業としては、初めての事例になるんでしょうか。非常に注目を集めているのではないかと思います。そもそもさっきお話があったとおり、収益性のない庁舎単独事業においては、なかなかP F Iを取り入れたら、もちろんやっぱり要というのは、いかに経費が削減できて、従来手法と比べて、事業費をどれだけ圧縮できるかということがもちろん主眼にあるわけですので、そういう意味では、なかなか民間ノウハウを動かしていく事業ではないかという気がいたしまして、なかなかP F I手法

を導入してもこう有益性が保たれないというか、利益が、メリットが出せないということがあるのではないかと思います。全国の事例の中には選定事業者の破綻というケースもないわけではございませんので、いろんなケースを検討しながらベストな方法を選ばなければいけないんじゃないかなと思います。徳島東警察署におけるPFI事業において、そういう課題を克服するためにどういう形の事業計画、事業スキームを考えておられるのか。お答えいただきたいと思います。いわゆるそのVFMというPFIの考えの要にあるバリュー・フォー・マネーという、支払に対して最も高いサービスを提供する考え方をどれくらい発現できるのか。つまり、従来の方式と比べてPFI事業とすることによって、総事業費がどれだけ減らせるかの割合、VFMという考えだと思うんですが、そういった観点からこういったスキームを想定しているのか、お聞かせください。

高橋拠点整備課長

委員からありましたように全国警察においては、警察本部庁舎であるとか、町づくりと連動しました原宿警察署、ここらはPFIで整備されているところでございます。ただ、単独でPFIを採用して整備したという事例はないところであります。一つに警察というのは、収益性のある事業をやるわけではございませんので、一般的にPFIは収益性のあるものと合わせて事業を行っている、そういう形で独立採算の形になっていくわけですが、我々はサービス購入型といたしまして、使った経費、イニシャル・コストやランニング・コストを県費でもってお支払をするということです。ですから破綻ということはほぼ考えにくいと考えておりますけれども、バリュー・フォー・マネーといたしますか、どれだけの削減効果と高いサービスが提供されるか。これについては、十分に検討されなければならないと考えています。

それと警察の庁舎整備につきましては、当然、イニシャル・コストのほか、長年にわたって維持管理のお願いをするわけでありまして、この二つで事業費を編成することになります。そこで今回の徳島東警察署の場合は、徳島東警察署のみならず周辺の警察本部であるとか、まだ場所は確定しておりませんが、警察署等の維持管理、また、清掃などの管理、それと今現在、留置施設に食事の提供をしておりますけれども、この周辺一帯を、PFI事業者にもつねることによって大きなメリットがある、こういう維持管理用務を周辺施設と合わせることをバンドリングと申しますけれども、それによってある程度の事業規模が拡大しまして、PFIの有効性が図られるものと考えております。それとバリュー・フォー・マネーの御質問がございましたけれども、現在のところ、従来手法と勘案しまして、約5%、約4億円の出現と考えております。

高井委員

スケールメリットを出すために、バンドリング方式で束ねていろいろと共同してやっていくとのお話で、それはそれで良いのではないかと思います。

VFMのバリュー・フォー・マネーという、いかに全体の従来型の事業に全部かかった

お金から、PFI方式で計算してかかったお金ですね、それを従来の方式で割ったものがPFIの計算の仕方だと聞いておるんですが、この想定を元に5%を目指している、算出しているというお話がございました。5%という発現、いずれにせよ4億円前後、かなりこれは県にとって大きなことでありますし、このとおり実現できればいいのではないかとと思うんですが、ただこの5%という数字というのは、一般的に今までPFIいろんな事業がありますが、平均10%くらいが、利益の発現率が多いと思うんですが、この5%という数字についてはどのようにお考えになっていますか。

高橋拠点整備課長

バリュー・フォー・マネーの考え方と実現の問題であります。一般的な公共事業は、従来方式でやれば2年、3年の建築に関してお支払をしておりました。PFIは10年、15年、20年と建築と維持管理をパッケージでやるものであります。そこで、現在の貨幣価値と将来の貨幣価値とは当然変わってくるものでありまして、このバリュー・フォー・マネーの考え方というものを整理すると、PFI事業と従来事業の総事業費を出しまして、変化する金利等を勘案の上、一定の割引率を掛けます。将来の財政負担を現在価値に換算するといえますか、そこで双方の事業を比較した上で5%を導いたということでもあります。ただ、本県のほかのPFI事業におきましても、また他県警察におけるPFIの事業においても、今、導入可能性調査の段階で、入札を経て、イニシャル・コストも下がってまいりますので、こうした場合には、バリュー・フォー・マネーが相当高くなっているということでありまして、例えば、仮にホームページ上の資料で、山梨県の防災新館、これ警察本部庁舎との合築ですけれども、可能性調査時点では5%が、事業者選定時では43%。県営住宅、これもホームページ上の資料で可能性調査の時点が、22%程度が30%。農業大学校、これは3%程度が18%という形で相当高くなっておりますので、本事業においても今後、特定事業の公表であるとか、事業者選定の際には、バリュー・フォー・マネーの数字を出してまいりますけれども、こういうふうに高いものが出現することを期待しております。

高井委員

できるだけそうあるべく期待していきたいというふうに思います。次に、一つの大事な観点である官民のリスク分担の在り方についても確認しておきたいと思います。先ほど来、御説明のあるとおりPFI事業においては、設計から建設、その後の維持管理まで長い期間にわたって民間業者が事業実施をするとなるわけですが、そういう場合、これまでの手法で発生しなかったような様々なリスクが顕在化してくる可能性があると思います。公募に先立って、そういうリスクの責任の在り方をきちんと示しておくということは、この事業を成功させるかどうかという点においても大事なことでございますので、現在、検討中のこのリスク分担の在り方についても御説明できる範囲でできたらお願いします。

高橋拠点整備課長

官民リスクの分担の在り方でございます。一定の規模の大きな建築に関しましては、従来手法もPFI手法もやっぱり同様にリスクの負担が高いものであります。当然、建築中の予期せぬ事故が起きると、損害というのが発生するわけですので、それを官が負うか、民が負うかというのは、先般、くいの問題もございましたけれど、同様の話であると思えます。特に、PFIにつきましては、あらかじめそのようなものを明確にさせておく必要があるだろうと考えております。特に、PFIは、設計・建設・維持管理と長期にわたる話ですし、これを継続的・安定的に続けるためには、今アドバイザーを含めて検討しておりますけれども、官と民で適切に分担しておく、どのようなリスクが生じるかということの詳細に検討することにしております。今後、先ほど、喜多委員の御質問にお答えしましたけれども、9月には実施方針の公表を行います。この中には、要求水準の案というのをお示ししまして、この中ではリスクの分担をある程度お示した上で図ってまいりたいと考えております。

高井委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。ちなみに事業期間が今のところ何年くらいを計画していて、所有形態方式といいますか、今、考えている所有形態のスキームみたいなのを簡単に御説明いただけたら有り難いと思うんですが。つまり、一つは財政的なリスクについても確認をとっておきたいんですが、事業期間と年度に応じて、いろいろなこの間の物価変動でありましたり、今出た金利のリスク、借換えの費用負担と非常に世界経済、日本経済が流動的ですし、今はゼロ金利政策、もっと踏み込んでマイナス金利政策で、銀行も大変な今、減収傾向にあるということで、いろいろな面でリスクが多いと思ひます。また、国内でオリンピックを控えて物価高騰が生じる可能性ももちろん想定できるわけですので、こうしたいろいろな変動リスク、物価スライドへの対応についても、あらかじめしっかりと考えておかなければならないのではないかと思ひますが、この点はいかがお考えでしょうか。

高橋拠点整備課長

2点の御質問であると思ひます。まず、事業期間でありますけれども、これPFI事業は事業計画が長ければ長いほど、お支払する額は、当然財政負担は少ないんですけれども、その分金利がかかってくるということで、どういう形の年次をとるかっていうのは、重要な課題であります。現在、我々が考えておりますのは、諸事情を勘案しまして、設計、建築は3年、維持管理、運営期間は15年、向こう18年の設定が適当と考えております。これは、昨年、可能性調査ということで民間業者にヒヤリングをした結果、その程度がよいのではないかと考えております。

もう1点、物価スライドでありますけれども、現在、建築工事においても原材料の高騰等に対応するために、契約によって単品スライド、原材料であるとか、燃料、人件費の高騰、これはアベノミクス等の影響によつたものでありますけれども、契約変更をしてお支

払をする。PFIは、当然、契約から事業終了まで長期になりますので、この物価変動等も想定した契約をする必要があると考えておりまして、建築であるとか、単期間、建築の方は3年で終わるんですけれども、この間の物価スライドを考慮しなければならないんですけれども、ある程度想定されておる物価変動は、事業者のリスクが基本と考えております。しかしながら、急激であったり、予測不可能な変動につきましては、安定的な事業を行う上では、当然、課せられたものとして契約上考えなければならない。また、金利につきましてもですね、先ほど15年と申しましたけど、どの程度で金利のスライドを考えるかっていうのは、今後、民間事業者の意見であるとか、コンサルタント業者の意見、また、我々も財政当局と検討しまして、決定してまいりたいと考えております。

高井委員

経済学者でも、本当にその物価スライドなんかは非常に想定しにくいことでありますし、今、明確な回答というのはもちろん無理があると思いますし、そのとき、そのときに合わせて、いろいろなリスクに備えて、考えていかなければならないということですので、いろいろな配慮の上で対応していただけたらなと思います。いろいろと本当に難しい経済情勢でもありますけれども、是非このPFI方式による警察署の整備事業が本当に順調に進められるように期待もしておるところであります。今、喜多委員のお話にもございました、警察署の来年秋に事業者を決定して、平成30年整備に着手できるようにとのことで、この秋に事業方針を公表するというところでございます。今年4月にこのPFI事業に係る実地方針の策定の見通しということで、簡単な1枚のこの公表されている資料を拝見したんですけれども、このような趣旨のもとで、実施方針にどのような内容をもう少し具体的に盛り込んでいこうとお考えになっているのか、その点も御説明いただけたらと思います。

高橋拠点整備課長

先ほど来、実施方針を今年の秋には公表したいと申し上げております。ここには、当然、庁舎の規模であるとか、維持管理などの事業概要や先ほど答弁いたしましたリスク分担、このあたりを内容とするものでありますけれども、併せて、要求水準書といいますか、結構分厚い本ですけれども、これの案をお示しすることとしています。こういう方針を早期に公表いたしまして、民間事業者に参入の機会を与えるといっちはおかしいんですけど、参入の機会をより拡大する。それと、これを出して以降は、民間事業者と対話をしまして事業費を固めたい。東京オリンピック、例の東日本大震災の復興等で、事業者の問題であるとか、コストの問題、いろんな公共事業の入札の問題が出ておりますけれども、そこらをヒアリングして適切な予算額というものがどうなのかということを考えていきたいと思っております。その上で、先ほども答弁しましたがけれども、来年2月には、総事業費の予算を議決いただきまして、来年秋にも、事業者の決定のスケジュールを作りたいと考えています。

高井委員

P F I 事業においては、地元事業者が参入しづらい面もありますので、事業者選定に対しましては、地元事業者に対する、県の経済政策にも資することでありますので、いろいろな意味で配慮をしていただければと思いますし、先ほど来、お話がありました地元の特色を加味したような良いものを是非造っていただきたいと思っております。県議会としても皆さん、防災対策上も治安対策上もしっかりとした、また、先に岡田委員からもお話のあった女性の施設整備の観点においても様々な点で期待されているところは多いと思います。是非、抜かりなくというか、検討して、しっかり取り組んでいただけますようお願いを申し上げて、私からの質問を終わらせていただきます。

山田委員

私の方からも数点聞きたいと思えます。事前委員会で聞いた運転免許手数料の二重徴収の問題について142件というふうなことが言われましたけれども、還付状況はどうなっているのか。また、事前委員会の後、再度この免許手数料の運用等について、いろいろと検討するというので、今後の運用について、どのような方法で確認されて、今、運用しているのか端的にお答えください。

石川交通部長

お尋ねの二重徴収に関するお金の還付についてでございます。還付につきましては、二重徴収していた方の御自宅等に赴きまして、謝罪の上、還付を進めておりまして、昨日までに142件のうち134件を還付したところでございます。残り8件の方々につきましても、既に連絡が取れておりまして、県外居住者の方などで郵送による手続を進めているところであります。

なお、今後の運用は、現在は暫定的に全ての日において、学科も実技もやっておりますけれども、これから夏休みの繁忙期を迎えますと、このままはできませんので、曜日指定による学科試験と実技試験を同一日に実施する方法を現在検討しております。

なお、この委員会での御示唆を踏まえまして、受験生の数の多い仮免許や大型二輪などについては、実施日を増やすなどして、受験者の利便性を損なわないように考えた試験制度を構築していこうと思っております。実施時期につきましては、繁忙期を迎えるまでには何とか実施したいとこのように考えております。

山田委員

事前委員会で聞いて、今もそのようなお答え、これ自身も、もっと聞きたいんですけども、今日のテーマは昨年、県警察では幹部職員によるセクハラですね、それから道路交通法違反、さらには非番の巡査長が車の運転で口論、けがを負わせたという、相次いで不祥事が起こったということで、我々は昨年、12月25日、共産党県議団として正式に県警察に綱紀粛正を申し入れました。しかし、その後も、報告のあった二重徴収の不手際の問題が起こり、さらに県警機動隊でパワハラというふうな事件が起こりました。私、新聞報道

を見てびっくりしたんですけれども、今だにこんなことが行われているのかということで、本当に県の体質はどうなっているのかというふうな声も上がっています。

そこで、警察組織の危惧というような点を含めて少し聞いていきたいんですけれども、まず、新聞報道によったら訓練中に足蹴りや平手打ちというふうに書かれています。また、訓練に、こんなこと本当に必要なかというふうに当然思いますし、新聞報道では、ハラメント的な言葉のみならず、今言った足蹴りや平手打ちなど、事実があったと報道されてますけれども、具体的に本当にこんな事実があったのかという、あったから事件になっているわけですが、詳細にちょっと御報告ください。

逢坂警備部長

委員のお尋ねに対してお答え申し上げます。機動隊で発生しました2件の不適正行為について規律違反が認められ、措置をいたしております。1件目につきましては、本年3月から4月にかけて、警部が部下に対して、人格を否定するような言葉を発したり、別の部下のほほを殴打する暴行を加えたものです。2件目は、本年4月、警部補が部下に対して、数回、ほほを殴打したり、足蹴りしたりする暴行を加えたものであります。なお、委員の方から、訓練中ということでございましたが、いずれも訓練中の行為ではございません。もとより訓練中においてもですね、暴行を含めた不適正な行為は断じて認められないことでもあります。あと、人格を否定するような行為ということでございましたが、これにつきましては、新聞に記載がありますが、県警察といたしましては、被害者のプライバシーに関することですので、具体的な答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

山田委員

訓練中でなかったら、というような答弁、堂々ここで答弁される。認識を疑いますよ。そのこと自身ね。本当にけしからんことだというふうに思うんですけれども、さらに、けしからんと思うのは、新聞報道によると、それぞれ、処分も中隊長が5月23日、小隊長が5月19日ですか。事前委員会が6月6日ですよ。我々、何も聞かなかった。新聞報道がなかったら、この事件を全然知らなかったわけです。本当にそんなことでいいのかというふうに思うんですけれども、なぜ、これ議会にそのことを報告しなかったんですか。処分もしているのに。

逢坂警備部長

なぜ議会報告しなかったのかというお尋ねでございます。県警察においては、個別事案において、公表するかどうか判断しております。今回の事案については、懲戒処分ではなく、当該職員の以後の職務履行の改善向上を図るために行った、監督上の措置であることから公表しなかったものであります。

山田委員

監督上の措置って。とても納得できないですよ。そんなこと。新聞報道を見なかったら、この不祥事について我々は知らなかった、ということですよ。特に私自身が、その点について、警察は過去全国的に頻発した不祥事を踏まえて、平成12年警察刷新に係る緊急提言を受けて、その際、警察への危惧や情報公開により開かれた警察をという苦言を盛り込みました。これは改めるよう努力されているというふうにもなっていると聞いています。ということからすれば、当然、これは議会に報告すべきではなかったか。ここの判断ですね。何でこういうことが書いてあるのに、今部長の方から話がありましたけれども、そういうことで議会に報告しなくてもいいというふうな判断をされたのか。本当にそれでいいと思ってるんですか。改めて答弁ください。

逢坂警備部長

先に申し上げました基準に照らし合わせて、総合的に判断しているものであります。

山田委員

総合的な判断。納得できません。そこで、少なくとも私は、これからのルールとしてね、懲戒処分はもちろん、訓戒や注意、その面で処分されているのは、全体で見たら昨年1年間で十数件ですよ。そういうふうな状況から見たら、これだけ大切ないわゆる処分案件になるんです。これについては、議会に必ず報告するというのをルール化すべきだと思うんですよ。その点はどうか。

南委員長

小休します。（11時54分）

南委員長

再開します。（11時54分）

佐藤首席監察官

職員の非違事案につきましては、警察庁の懲戒処分に係る発表の指針、これを参考にしまして、個別具体的に検討しているところでございます。この警察庁の懲戒に係る発表の指針につきましては、職務上の行為、これに関連する懲戒処分、それから私的な行為では、懲戒処分の停職、免職に当たるもの、こういったものを発表すると示されております。こういった基準を我々県警も参考にしまして、発表の必要なものについては発表をする、あるいは議会報告するというふうにいたしております。

一方で、先ほど、申し上げた2人の処分については監督上の措置ということでございますが、これにつきましては、逢坂警備部長の答弁にありまして、法律に基づかない事実行為でありますので、警察内部の指導監督的な性格を有するものということでございますので、発表はいたしておらず、県議会にも報告いたしておりません。今後もこの発表

の指針に基づきまして、発表すべきものについては積極的に広報し、あるいは議会にも報告させていただきたいと思っております。

山田委員

納得できませんよ。注意処分まで受けたものについては、基本的に年に4回しかないんです。臨時は別として。となれば、それまでに起こった懲戒処分はもちろんですけれど、訓戒、注意ということについては、基本的に議会の方に報告すべき案件でしょう。これだけ不祥事が続いているわけですから。そこで、さっきも言ったように平成12年のこの警察刷新に係る緊急提言の中身を受けた旧態依然では駄目だと。情報公開すべきだと。こういうふうな状況になっているわけですから。今の答弁、正にマニュアルどおりの答弁では駄目です。徳島県警、もっと危機感を持ってということ言ってるんです。検討すべきではないんですか。

佐藤首席監察官

議会ごとに報告ということもございますけれども、議会ごとにですね、監督上の措置を含めて全ての処分を発表するという事になれば、職員の士気にも影響を及ぼすということを考えてございます。今後も、懲戒処分発表の指針で、発表すべきとしている事項基準に該当する場合につきましては、積極的に広報し、議会にも報告させていただきたいと思っております。

山田委員

どうも納得できません。本当に開かれた警察を目指すというのなら、これだけ続いた不祥事に対してきちんと少なくとも議会に報告する、これを当たり前のルールにしないと、やはり県警察、この閉鎖的体質というところが、更に県民から危惧を受けるということについては重ねて言っておきます。いずれにしても、処分したものについてはね、100件ぐらいあるというのなら別だけれども、今で言えば多くても訓戒、注意を含めて十数件でしよ。やはり検討を、今ここで結論出せとは言いません。けれども、これは是非とも本部長、真剣に検討をお願いしておきたいというふうに思います。

次に、機動隊について伺います。機動隊というのは、一般県民から見たら非常に遠い閉鎖された組織ということになるわけですが、どのような業務を行っている組織で、また、どのような目的で訓練をしているのかという点と小隊長、中隊長これはどの程度の影響力を持っているんですか。端的にお答えください。

逢坂警備部長

まず、機動隊がどのような業務を行っているのかとの御質問でございます。機動隊は、警備実施の中核部隊として治安警備、災害警備及び雑踏警備に当たるほか、必要に応じまして警衛、警護、警ら、重要事件発生時の初動捜査活動等の業務に従事しております。

次に、機動隊がどのような訓練を実施しているかについてですが、機動隊は、治安警備、災害警備等多岐にわたる集団警備活動に従事することから、あらゆる事案に対処できるよう、例えば、体力錬成を目的とした訓練でありますとか、災害対処能力向上に係る訓練を実施しております。

次に、中隊長、小隊長の影響力ということでございます。中隊長は中隊という部隊の指揮監督をしております。小隊長は、中隊の中にある小隊という部隊の指揮監督をしております。

山田委員

そういうことで、機動隊の中でのハラスメント事案ですが、この件はね、ハラスメント事案というか暴行事案だと思うんです。こういうことは過去に事例としてあったのか。明らかになった事案以外にも、当然いろんな、そこまでに至らないような事案等があったのかなかったのか。なかったとしたら、これ自身問題なんですけれども。そういうことも含めてお答えください。

逢坂警備部長

これまでにハラスメント事案で処分したという事例はないと承知いたしております。また、ハラスメント以外ということでございますが、機動隊の業務に係る処分というのは承知いたしておりません。

山田委員

いやいや、そうではなくて。処分はないよと。そこまでに至るまでのいろんな注意等含めてですね、そういう意見等が寄せられたということは把握してないんですか。

岡崎警務課長

これまでの相談等でございますけれども、組織としてハラスメントと認め対応した件数は7件でございます。これらの事案については、相談者等に対し適切な助言指導を行っております。

山田委員

7件あったということだけど、それは機動隊かどうかは別としてね、やっぱりそういうふうなことが、日常的に起こっているというふうに思うんですね。本県の機動隊においても、階級や先輩・後輩関係で、訓練という名の下で、いじめ、パワハラといわれる行為が日常的に行われていたのではないかということになったら、やはりその部隊の総責任者である警備部長が、それを知りながらあえてこんなものだと放置してきたのではないかと思われるんですけれども、この部隊の責任者である警備部長さんの見解について聞いておきたいと思います。

逢坂警備部長

今回ですね、このようなハラスメント事案が発生したということ、その事実につきましては遺憾に思っているところでございます。ただ、部隊での訓練でありますとか、運営に関しましては当然、委員がおっしゃったとおり、この暴力的な指導ということは全く是認はいたしておりません。機動隊というのは、先ほど申し上げましたが、治安警備でありますとか災害警備とか非常に過酷な勤務でございます。一つ間違えば命を落とすことになりかねない業務に就いております。そのため非常に厳しい訓練を行っておりますが、平日頃から正しい訓練方法でありますとか指導教養を実施しており、暴力的指導というのは全く是認いたしておりません。

山田委員

機動隊はもちろん過酷な業務ですね。しかし、警察全体の皆さんも過酷な業務ということでは同じだというふうなことですよね。そういうふうなところから見たら、やはり、その中でそのハラスメントが日常的でないかもしれません。しかし、放置されていた。それも、みんなの前で、隊員の前で平手打ちしたり、腹蹴りしたりでしょ。異常な社会ですよ。そこに対する危機感をやはり持たないといけない。そのために当然、ハラスメントを含めてそれらの教育は今までもやってきたと思われるんですね。それやってきたんですか。

逢坂警備部長

機動隊では、これまでも、幹部職員をはじめとする全ての隊員に対しまして、ハラスメント防止マニュアル等を活用し、朝礼でありますとか定例教養の機会を通じたハラスメント防止の指導・教養を実施しておりました。さらに、事案発生後におきましては、機動隊幹部職員に対するハラスメント防止教養の実施、パワハラをテーマとした小集団討議を実施するなど、ハラスメント防止に係る指導・教養を再徹底いたしております。ただし、委員御指摘のとおり、このような事案が発生したことを真摯に受け止めまして、実効のある教養を実施してまいりたいと思います。

山田委員

教養自体が、やはり形骸化しているというふうに見られても仕方ない。ここで本当にこのこと自身を見つめ直さないといけないと思うんですけれど、その上で先ほど来ずっと言っているように、新聞報道によると、隊員に対する腹部や顔面への暴行行為、これはもうハラスメントというよりは、暴行事案でないかというふうに思うんです。ハラスメントという枠から越えている。みんなの前で、この件は暴行事件ということで実証するようなことはなかったんですか。

逢坂警備部長

警察におきましては、事案を認知した場合、その態様、発生結果、被害者の意思等を総合的に考慮いたしまして、事件化するか否かを判断しているところであります。今回の事案は、いずれの場合も、被害を受けた者は、被害届を提出する意思がなく、これを尊重しつつ事案を総合的に判断して事件化しなかったものと承知しております。

山田委員

当然、今までの上下関係等いろいろあった中でということであったものの、ここは徹底的にえぐり出す必要があると思いますよ。そういう面で加害者2人がですね、一応異動ということになったと。しかし、これは誰もこの事案について責任を取ろうとしてないということですね。これで、被害を受けた隊員さんを含め、また、警察全体から見て結局のところ、誰も責任を取らない県警というふうなことにもなっているわけです。当然、業務上の不祥事は、加害者・被害者だけでなく、黙認していた同僚・上司にも責任がある。ましてや、その組織体制の最高責任者が警備部長になっていくわけですけれども、警備部長にも当然、大きな責任があるのではないかと。2人だけの異動ということで、お茶を濁していいのかというふうに思いますけれども、県警察のさっき言ったような体質の問題等からして、きちっとここは明確な責任をお取りになることが必要な事案ではないのかというふうに思いますが、いかがですか。

逢坂警備部長

重ねての答弁となりますが、先ほど申し上げましたとおり、機動隊というのは担当する業務が治安警備でありますとか、災害警備等、非常に過酷な勤務であります。一つ間違えば、命を落とすということにもなりかねない業務であります。そのため非常に厳しい訓練を行っておりますが、常日頃から正しい訓練方法について、指導教養をしております、暴力的な指導は全く是認しておりません。こうしたことから、機動隊において上司は平素から職場環境を悪化させるような行為は慎むよう指導・教養、これを繰り返しております。指導監督上の問題が認められないものと認識しております。私の責任についていかにということでございますが、ハラスメントという事案が発生したという事実につきましては、警備部長として遺憾に思っております。

山田委員

話をずっと聞いておってね、やはりこの問題の深刻さ、さっきから機動隊は命に係る確かにそうですね。大きな役割を果たされているという面もあると認識しております。しかし、警察全体がそういう面では同じようなことで命を張って治安等に当たられているような状況の中なんですね。それだけに、今回のこの事案、みんなの目の前で、平手打ちがまかり通ってきた、その体質について、教養はしてきたよということでしたけど、とても納得がいかない。引き続き、この問題については関心を持って見ていきたいと思っております。

樫本委員

まず、高齢者の事故抑止についてなんですが、中山委員からいろいろ意見が出ておりました。私も平成4年から大変長きの間、交通安全の運動に参加をしておりました。過日、先週の土曜日の11日も交通安全運動に参加をしておりました。その中で、私の地元では、高齢者の運転、いわゆる事故の抑止のために、これは、年2回なんですが、春と秋の全国交通安全運動の期間に交通安全協会主催のシルバー・ドライブ・イン・スクール、これは地元の自動車学校の御協力を頂いて、その日はお休みにさせていただいて、地域の高齢者団体に参加をお願いして、ずっと開催してまいりました。それなりの効果があったと思っておりますが、今年に入ってから、とんでもない状況は御承知のとおりでございます。その中で、1番やっぱり限界を感じたのは、そういう勉強会に出ていただける方は、余り心配のない方で、非常にいいんですけれど。その中でですね、御参加いただいた皆様には、皆様の勉強だけにとどめることなく、是非、地元へ帰られたら、御近所の皆さんに、そして、また、家族にもその日勉強したことについて、広めていただきたいということをお話してきたんですが、なかなかそれがうまく機能しておりません。

そこで、次なる一手を考えなくてはならないと思うんですが、それには、まずどういうことがあるのかなと思っておりますが、これはやはり現場で頑張らせていただいております交通関係の警察官の皆さんとそして地元の交通安全協会のメンバーが、日頃から車の運転をされていらっしゃる高齢者の皆さんに是非、戸別に訪問をして声を掛けていく以外に仕方がないのかなと、そんなふうにお話しております。

それが、第1点なんですが、それともう一つは、やはり更新時の講習の制度について、中山委員から提案がありました。年に1回ということは、非常に難しいだろうと思っておりますが、もう少しですね、今18歳人口、自動車の免許証を取得しようとする人口が確実に減っております。自動車学校も余裕教室があったり、余裕の時間があります。これをもう少し活用して、是非協力を頂いて、安い経費で、2年に1度くらいはね、運転を続けても大丈夫かという適正の部分をしっかり検証する徳島県独自の制度、こういった今年の状況ですから、啓発をすると同時に、自分自身の運転に対する反射運動能力というものをしっかりと知っていただくというような仕組み作りが必要ではなかろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

石川交通部長

大変、貴重な御提言を頂きました。特に、最初の戸別訪問の関係なんですけれども、実際、岡田委員の方からもお話があったんですが、高齢者の交通安全教室というのも積極的にやっております。例えば、平成27年中ですと412回で1万6,000人余の方に講習をしております。でも、1万6,000人というのは多いようですが、徳島県全体の高齢者を30万人近くおるということを考えますと、ほんの5%くらいの方にしか講習ができてない。そういうことが、隅々まで高齢者の方に交通安全活動の普及がなかなか至っていないという樫本委員の御指摘のとおりでないかなと思っております。以前、平成24年くらいまでの

5年間はですね、特別な雇用制度がございまして、高齢者の戸別訪問というのをやっておった時期もございます。ただ、それは、予算の関係で現在はやられておりませんが、委員の御提言いただいた、交通安全協会の方でありますとか関係機関団体の方でありますとか、それから警察官の戸別訪問は非常に役立つことでもありますし、逆に高齢者のところへ日々行っている、例えば民生委員の方であるとか、それから宅配業者さんでありますとか、あるいは郵便局とか、そういった方と高齢者のお宅へ訪問したときに交通安全のことを言うていただくというようなことを現在、提言したりしてやっております。また、それを深めていきたいというふうに考えております。

続いて、自動車の教習の関係で1年に1回くらいは、自分で顧みるようなそういう機会を設けたらどうかと、これは正しく、そのとおりだと思います。実は、教習所でもですね、年に1回か2回は、開放日というのを作っております、その際に教習所を使ったドライビング・スクールなんかをやっております。最近、高齢者講習とか、そういうのが増えまして、非常に教習所も繁忙期とそうじゃないときがありますので、そうじゃないときにですね、高齢者の方にそういった安い値段で何か講習をしていただくと非常に良い経験になると、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。なお、来年、75歳以上の方は、講習のときにどのような認知機能の結果でありましても、その後一定の違反をしたら、すぐに適性検査を受けなければならないという非常に厳しい改正道路交通法が来年3月12日に改正され、施行されることとなっておりますので、そういうことと併せてですね、高齢者ドライバーに対する対策、安全教育をこれから進めてまいりたいと考えております。

樫本委員

せっかく長くなった人生、加害者となってもつまらない。また、被害者となってもつまらない。そういうことですから、これは是非ひとつ効果的な成果が出てくるような方法を考えていただければ、今部長さんからおっしゃっていただいたような地域のあらゆる団体と連携をしながら、民生委員とかいろいろあると思います。あらゆる手段を使って広めていけば、必ず抑止につながっていくという効果が出てくると思いますので、どうか続けてやっていただき、広げていただきたいと思います。

それから、これは財政的な理由でできてなかったと思うんですが、本会議では、全県的な交通安全大会の実施を求めました。知事の方から10月頃にやりたいという具体的な日程まで出てまいりました。是非、これを機会に全県的な交通安全運動として、そしてまた、交通安全運動に携わる人たちが、その士気が上がるようにやりがいと誇りと自信を持ってやることのできるような仕組み作りになればとこんなふうに考えて、私は期待をしておるところでございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

それから次に、警察官の採用試験における受験者の推移について、お伺いしたいんです。これ何で聞くかといいますと、こここのところ、いわゆる産業界の求人が非常に盛んになってまいりました。経済活動が活発になってきて、盛んになってまいりましたので、警察官

の職務といえば、訓練が厳しい、そして、また、そういうことがあって今の若い人たちにはなかなか受け入れられにくい職種であろうかと思っておりますので、その受験の数が減ってきているのではないかと思うんですが、その推移についてお聞かせください。

岡崎警務課長

警察官採用の受験者の推移でございますが、過去3年間で報告をさせていただきますと、平成25年度の警察官採用試験は、471人が応募しておりまして、倍率は8.6倍でございます。平成26年度につきましては、受験者数が457人で、倍率は7.9倍でございます。平成27年度、昨年度は、受験者数が461人で、倍率は6.1倍となっております。

樫本委員

8.6倍、7.9倍、6.1倍と、こう下がっておりますね。これはやはり少し注意をする必要がありますね。処遇の改善でありますとか。職場環境の改善とか。少しその中には工夫が必要かなというふうに思います。

それから採用試験に合格をして警察学校に入って訓練を受けますね。それでその定着率の推移をお聞かせください。実際に、警察学校で初期の勉強をして、そして配属されてどれくらいが定着したのか。その歩止まりというか、これを是非教えていただきたい。

南委員長

小休します。（12時19分）

南委員長

再開します。（12時20分）

岡崎警務課長

若い警察官の離職率でございます。過去3年間を見てもみますと、採用後3年以内の退職者で御説明をさせていただきますと、平成24年度は7名、平成25年度は6名、平成26年度が5名の18名であります。

樫本委員

平成24年度7人、平成25年度6人、平成26年度5人。思ったよりは少ない。厳しい訓練をするわりには、定着できておると思います。もっと退職者が、辞退者が増えておるのかと思ったんですが。若い人たちは最近、我慢ができないから、そして運動量も非常に厳しいから、もう少し多いのかなと思いましたが、これはこんなものかなと思います。もっとほかの働きやすい現場でも、3年以内に辞める人が多いと思いますので、感心しました。それは、それでいいと思います。

それとね、先ほどのパワハラの方に入るんですがね、警察学校での訓練が甘いから現場

へ行ったときにね、厳しい指導があったときにもたないのかな。また、指導に当たられる中隊長又は小隊長さんが力の余りにね、こういうことになるのかなという思いがあったので、一応これについては聞かせていただいたんですが、それは余り考えなくていいですね。そしたらですね、これは、組織として、パワハラとか行き過ぎた指導だろうと思うんですが、今回の事案は、上司にこういうことがあったということをお訴えて、そして、適正に処分をされておるとお思います。私は、職場上ね、こういうことはあり得るのかなあと思うんですが、これは決して良いことではないのでね、今の社会風土としますと1番嫌な部分ですから、今後はそういうことのないように、今の時代に合ったふさわしい職場環境であり、指導方法をとっていただきたいなど、こんなふうに思います。改めて、警備部長さんの現場へのいわゆる思いを語っていただきたいといます。

逢坂警備部長

委員の方から励ましと申しますか、貴重な御意見を賜りました。正におっしゃるとおり、先ほどの山田委員も同じ思いで、あつてはならないことはあつてはならないということをおっしゃっていただいたのだとお思います。当然、私といたしましても、この警察という法を守るべき立場にいる組織に属しております。当然、あつてはならないことは決してやらしてはならないとお思います。今後の指導、また、教養、訓練等につきまして、再徹底を図って再発を防いでいきたいとお思います。今後とも御指導よろしくお願ひします。

樫本委員

今後、このようなことが起こらないようにしっかりと頑張っていたきたいといます。それから、女性の採用について、女性警察官の処遇の改善とかいろいろ岡田委員から質問があったんですが、私の方からもちょっと聞かせていただきたいといます。私、議長をさせていただいたのが平成24年ですから、平成25年の正月と平成26年、平成27年、平成28年とずっと4回続けてね、お正月の査閲式を見せていただきました。査閲式で1番格好良いのは女性警察官です。男性はもうひとつでね。はっきり言って、女性は歩いただけで分かる。現場の士気、資質が高い。これ男性諸君にね女性を見習うようにしっかりとひとつ教育してくださいよ。女性は、すばらしいですよ。したがって、女性をたくさん採用することと、女性の管理職を今後しっかりと増やしていただきたい。よろしくお願ひします。本当に整列してね、行進しただけで分かります。その職場の雰囲気、やる気、士気が出てきます。全部出てきています。これ男性の諸君にね、女性に負けないようにしっかりと頑張るように。社会全体が今、女性の方が上位で、男性がちょっとだらしがないからね。警察の現場でもせめてやっぱり、一緒のレベルになったら、ちょっと上へ行かないと男性が。是非、頑張っていたきたいといます。

それから、これ地元のことで申し訳ないんですが、阿波吉野川警察署の建替えなんですけど、もう徳島東警察署の建替えが着々と準備が進んでいる。基本構想ができて、その手法

までPFI方式を活用してやっていくんだという話でございまして、阿波吉野川警察署は、いわゆる旧の阿波警察署と吉野川警察署が統合して、阿波吉野川警察署と呼んでおりますけれども、岡崎課長もお勤めでございましたが、非常に立地が悪いんですね。建物が古く耐震もできてないのは、もちろんなんですけど、その上に立地が悪い。というのは国道192号線の勾配がずっと上り坂で、その上り坂の1番頂上のところ、それから更に勾配のきついところを上がっていくという。これね、徳島県ではもうほとんどないんですけど、1年に2回くらい雪が降るんですね。3センチメートル、5センチメートル。3センチメートル降ったらもうパニックです。阿波吉野川警察署からね、現場に出動することができない。非常にやっかいな立地です。したがって、平地に是非今度は立地をしていただきたいと思うんですけど、阿波吉野川警察署のいわゆる建替え計画について、どうなっておるのか。どのような方法で、順位付けでは徳島東警察署の次と私は認識しているんですけど、どうでしょうか。

高橋拠点整備課長

警察署の庁舎は災害時における警察活動の拠点でありますので、耐震性はもとより、近代化された庁舎であるべきだと考えております。そこで、耐震性のめどがついていないのは、委員からも御指摘のありましたように徳島東警察署と阿波吉野川警察署の2署となっております。徳島東警察署は先ほど来、答弁いたしておりますけれども着々と準備を進めているところです。阿波吉野川警察署に関しましては統合の際、阿波市議会から阿波市での整備を検討する旨の請願書も出ておまして、こういうことも踏まえ検討しなければならないと考えております。統合の際、同じ説明をしてきましたけれども、警察の場所の選定に関しましては、やはり管内の事件・事故であるとか、災害の発生状況等を踏まえまして、警察活動が最大限に発揮できる場所、これを選定すべきと考えております。

現在地の立地の問題等ありましたけれども、これもいろんなことを考慮して考えなければならないと考えております。また、ここに問題があるのであれば、それに向けた解決を工事面とか運用面で解決することも考えております。熊本地震の際も、行政庁舎が倒壊して、行政機能がまひしたということが、警察の方であってはならないと考えております。徳島東警察署、財政的な問題もありますけれども、耐震性に課題がある以上、徳島東警察署に次いで、優先順位的には阿波吉野川警察署は高いものと考えております。

樫本委員

徳島東警察署の次は、阿波吉野川警察署という順位付けはできたと。警察の機能とか、県民の求める機能がしっかりと果たしやすい適地を選考いただいて進めていただけるようお願いをして終わります。

南委員長

これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

それではこれをもって、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時29分）